

**兵高教組****人雇効率報No.2**

2016年9月23日 調査情報9号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

**人事委員会は、労働基本権制約の代償機関**

9/16(金) 県人事委員会交渉

**公正な第三者機関の立場で、我々を励ます勧告を！**

9月16日（金）、第2回目の人事委員会との交渉が行われました。

前回提出した要求書を受けての第2回交渉でしたが、畠局長からの回答は、国の人事院勧告の内容や本県の公民較差を精査しているという報告と、行革に対する県人事委員会の認識を述べるにとどまりました。

私たちの賃金や権利は、人事委員会勧告に基づいて決まります。勧告は、10月中旬と予想されます。県教委との交渉に向けて、いかにいい勧告を出させるかがポイントになります。

**交渉団からの発言**

- 他府県の動向も見ながらというのなら、兵庫県「行革」カットは直ちに終わらせる勧告を出すべきだ。
- 公民較差は、高齢層も含めて働いている公務員全員に配分すべきだ。工夫を期待する。
- 現給保障がなくなれば、我々の賃金はガクンと下がる。1万円以上引き下げられる方も多い。
- 今回の人事院勧告は、霞が関優遇で許し難い。国準拠ではなく、労働者の実態を見た勧告を。
- 超過勤務の解消プランについて、実態調査が実際にはできていないのが現状。ぜひ、人事委員会も現場に調査に入って欲しい。
- 学校感染症については、特休にしてほしい。特別支援学校などでは、子どもに感染するのが怖い。
- （国人勧では配偶者に対する扶養手当減額が言われているが）配偶者に対する扶養手当を受けている人は、家族の介護や子どものことなどで働きたいけど働けない人が多い。やむなく仕事をあきらめている人だ。
- 再任用職員は、ベースが低いにもかかわらず一時金の月数が他の職員の半分、これはひどい仕打ちだ。

**人事委員会畠局長からの回答**

- 県「行革」カットは、労使合意で行っているもので、人事委員会としては、抑制前の賃金と比較せざるを得ない。
- 非常勤職員の待遇については、労使の問題だが、人事委員会からも教育委員会に伝えていきたい。
- 再任用者の賃金や扶養手当の問題は、制度としてどうか考えるかという観点で国人勧は出している。県人事委員会としても、それを踏まえて考えている。

**◇人事委員会勧告って何？**

私たち公務員は、労働基本権が制約されており、民間のように争議行為（ストライキ）を構えるような交渉は禁止されています。そのため、公務員の賃金や労働条件については、第三者機関として人事院（国家公務員）や人事委員会（地方公務員）があります。

4月段階の民間と公務の賃金を比較して、「公務員が民間に比べて〇〇円低いから、〇〇円上げなさい」というのが勧告です。この勧告をもとに組合は県教委（当局）と交渉していきます。

**◇ 現給保障って何？**

ここ数年間で私たちの給与制度が大きく変わりました。「給与構造改革」と「総合的見直し」です。その際、私たちの給料表は大きく下げられたのですが、給料表により下がった職員については、それまで受けた額を給料表の額が上回るまで保障することとした。これが「現給保障」制度です。もし、「現給保障」がなくなり給料表通りとなれば、高齢層では月額1万円以上の減額となってしまいます。

**2016人事委員会勧告に向けての要求書  
(団体署名) を全ての分会から！**

**集約日 9月26日(月) 本部必着**

次回の人事委員会交渉で提出します。全ての分会からの声を人事委員会に届けましょう。